

25監査公表第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成25年5月16日

福岡市監査委員	南	原	茂
同	栴	木	義博
同	石	井	幸充
同	伯	川	志郎

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象、区分、範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局等、区分、対象期間及び実施期間

ア 会計室

(事務監査)対象期間	平成24年1月から同25年1月まで
実施期間	平成24年11月22日から同25年1月28日まで

イ 保健福祉局

(事務監査)対象期間	平成24年1月から同25年1月まで
実施期間	平成24年11月26日から同25年1月21日まで
(工事監査)対象期間	平成22年10月から同24年9月まで
実施期間	平成24年12月3日から同25年2月15日まで

ウ 農林水産局

(事務監査)対象期間	平成23年12月から同25年1月まで
実施期間	平成24年11月22日から同25年1月7日まで

エ 住宅都市局

(事務監査)対象期間	平成24年1月から同24年12月まで
実施期間	平成24年12月3日から同24年12月25日まで

オ 東区役所

(事務監査)対象期間	平成24年1月から同25年1月まで
実施期間	平成24年11月22日から同25年1月21日まで
(工事監査)対象期間	平成22年10月から同24年9月まで
実施期間	平成24年12月3日から同25年2月15日まで

カ 博多区役所

(事務監査)対象期間	平成23年12月から同25年1月まで
実施期間	平成24年11月22日から同25年1月18日まで
(工事監査)対象期間	平成22年10月から同24年9月まで
実施期間	平成24年12月3日から同25年2月15日まで

キ 中央区役所

(事務監査)対象期間	平成24年1月から同年12月まで
実施期間	平成24年11月26日から同年12月13日まで
(工事監査)対象期間	平成22年10月から同24年9月まで

- | | | |
|-----------------|------------|--------------------------|
| | 実施期間 | 平成24年12月3日から同25年2月15日まで |
| ク 南区役所 | (事務監査)対象期間 | 平成24年1月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月22日から同25年1月22日まで |
| | (工事監査)対象期間 | 平成22年10月から同24年9月まで |
| | 実施期間 | 平成24年12月3日から同25年2月15日まで |
| ケ 城南区役所 | (事務監査)対象期間 | 平成23年12月から同24年12月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同年12月3日まで |
| コ 早良区役所 | (事務監査)対象期間 | 平成23年12月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同25年1月24日まで |
| サ 西区役所 | (事務監査)対象期間 | 平成24年1月から同年12月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同年12月18日まで |
| シ 福岡市選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成24年1月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年12月3日から同25年1月24日まで |
| ス 東区選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成24年1月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月22日から同25年1月22日まで |
| セ 博多区選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成23年12月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月22日から同25年1月11日まで |
| ソ 中央区選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成23年12月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同25年1月17日まで |
| タ 南区選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成24年1月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月22日から同25年1月7日まで |
| チ 城南区選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成23年12月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同25年1月9日まで |
| ツ 早良区選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成23年12月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同25年1月18日まで |
| テ 西区選挙管理委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成24年1月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同25年1月16日まで |
| ト 農業委員会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成23年12月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年11月26日から同25年1月8日まで |
| ナ 議会事務局 | (事務監査)対象期間 | 平成24年1月から同25年1月まで |
| | 実施期間 | 平成24年12月3日から同25年1月9日まで |

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区室及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局区所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表6までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 会計室

特に指摘する事項はなかった。

イ 保健福祉局

委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、委託料等の支出において次のような事例が見受けられた。

今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(ア) 平成24年度「福岡市就労意欲喚起等支援事業業務委託(4月分)」外1件において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。

(保護課)

(イ) 平成24年度「集団がん検診委託(6月分)」外6件の委託料や平成24年度の物品購入契約(2件)の契約代金の支出において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。

(保健予防課)

(ウ) 平成23年度「『博多港引揚資料常設展示』及びオープニングイベント開催の企画、運営、設置等業務委託」の委託料、平成24年度の役務費(2件)や平成23年度及び同24年度の扶助費(12件)の支出において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。

(地域福祉課)

(エ) 平成24年度「福岡市二次予防事業対象者把握事業委託(4月2日指令分)」(単価契約)外1件において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。

(地域保健課)

(オ) 平成23年度「乳幼児歯科健康診査委託契約」(単価契約)において、検査終了から支払いまで長期日数を要していた。

(健康増進課)

ウ 農林水産局

指定管理運営業務の執行に係る指定管理経費の会計処理について、必要な指導を行うよう注意を求めるもの

指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務に係る経費を支出しなければならない。しかしながら、油山牧場及び背振牧場の指定管理者である一般社団法人福岡市乳牛育成協会は、基本協定書及び実施協定書に定める管理運営業務に係る経費以外を平成23年度の決算に計上し

ていた。

今後、指定管理者が行う指定管理経費の決算に当たっては、基本協定書等を踏まえ、会計事務処理について適正な指導を行うよう注意されたい。

(農業振興課)

エ 住宅都市局

特に指摘する事項はなかった。

オ 東区役所

国民健康保険料還付金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

国民健康保険料の還付事務において、資金前渡による窓口払いを行う場合は、福岡市会計規則等に基づき適正に行うようになっている。しかしながら、平成24年度の国民健康保険料の還付金について、相手方が外国人で急な帰国により資金前渡が間に合わないため、職員が還付金を一時立替えて支払っているもの(13件)があった。

国民健康保険料還付金の資金前渡による窓口払いについては、関係課とも協議し、会計規則など関係法令に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(保険年金課)

カ 博多区役所

特に指摘する事項はなかった。

キ 中央区役所

国民健康保険給付費の返還請求について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

国民健康保険給付費の返還請求において、請求後未納者については福岡市国民健康保険事務取扱要領で納入期限後20日以内に督促・催告を行うようになっている。しかしながら、督促・催告において、次のような事例が見受けられた。

国民健康保険給付費の返還請求に当たっては、関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(ア) 平成23年度及び同24年度の国民健康保険給付費の返還請求について、未納者に対して実査日現在(平成24年12月10日)まで督促や催告を行っていない。

(イ) 平成22年度以前に返還請求したものについて、長期にわたって滞納しているものがあるにもかかわらず、平成23年度及び同24年度に催告を行っていない。

(保険年金課)

ク 南区役所

特に指摘する事項はなかった。

ケ 城南区役所

特に指摘する事項はなかった。

コ 早良区役所

特に指摘する事項はなかった。

サ 西区役所

高齢者乗車券の出納管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

高齢者乗車券の出納管理に当たっては、交付状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、物品管理者及び担当者は、適時確認を行わなければならない。

しかしながら、平成24年度の高齢者乗車券の出納管理において、在庫管理が適正に行われていなかったため、実査日前日現在(平成24年12月17日)の高齢者乗車券等受払簿(種別:チャージ券(3,000円))の残数(148枚)より現物の枚数(202枚)が多くなっていた。

原因について調査し、高齢者乗車券の出納管理について、事務処理方法を見直すなど、早急に対策をとられたい。

- シ 福岡市選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - ス 東区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - セ 博多区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - ソ 中央区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - タ 南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - チ 城南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - ツ 早良区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - テ 西区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - ト 農業委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - ナ 議会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- (2) テーマ監査
- 今回は、「少額の収入事務について」をテーマとして監査を実施した。
- ア 会計室
特に指摘する事項はなかった。
 - イ 保健福祉局
特に指摘する事項はなかった。
 - ウ 農林水産局
特に指摘する事項はなかった。
 - エ 住宅都市局
特に指摘する事項はなかった。
 - オ 東区役所
特に指摘する事項はなかった。
 - カ 博多区役所
特に指摘する事項はなかった。
 - キ 中央区役所
特に指摘する事項はなかった。
 - ク 南区役所
特に指摘する事項はなかった。
 - ケ 城南区役所
特に指摘する事項はなかった。
 - コ 早良区役所
特に指摘する事項はなかった。
 - サ 西区役所
特に指摘する事項はなかった。
 - シ 福岡市選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
 - ス 東区選挙管理委員会事務局

- 特に指摘する事項はなかった。
- セ 博多区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- ソ 中央区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- タ 南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- チ 城南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- ツ 早良区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- テ 西区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- ト 農業委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- ナ 議会事務局
特に指摘する事項はなかった。

(3) テーマ監査結果報告

テーマ監査については、共通して見られる改善すべきと思われる事務処理の傾向や制度上の問題を把握・検証するとともに、関係部署との協議を踏まえながら、事務の適正化や効率化に向けた支援につなげていくことを主眼に、年度を通じて定期監査の中で実施している。平成24年度においては、「少額の収入事務について」をテーマに選定し実施した。

その結果、指摘には至らなかったものの、次のような不適切な事務処理が見受けられ、適正な事務処理を行うよう注意を求めた。

- ア 納入通知書に納期限が記載されていないものがあった。
- イ 納期限までに支払いがないにもかかわらず、督促状を送付していないものや督促状を送付せずに電話等による催促を行っているものがあった。
- ウ 延滞金免除の方針決定を行っていないにもかかわらず、延滞金の請求・徴収を行っていないものがあった。

使用料及び手数料等の少額の収入事務について、その事務処理には多くの手間がかかるが、債権管理が不十分であったり、未収に係る延滞金徴収の事務処理が不統一なものとなっている事例があった。少額の収入であっても、督促状の送付や延滞金の徴収など、債権管理を適正に行う必要があることから、関係規程等に基づき債権管理の適正執行に万全を期されたい。

(工事監査)

(1) 局別監査

- ア 保健福祉局
特に指摘する事項はなかった。

イ 東区役所

(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 橋梁架設工の積算を適正に行うべきもの

県道志賀島和白線(志賀島橋)上部工架設工事 [No.2]

(契約金額1億4,791万8,750円)

本工事は、志賀島橋架け替えに伴う橋梁上部工の架設工事である。

橋梁架設における主桁組立工の積算において、機械経費の緊張ジャッキ・ポンプの数量(日数)を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

- B 側溝工の積算を適正に行うべきもの
市道 1 下和白三苦線道路舗装工事 [No.4]

(契約金額 5,393 万 100 円)

本工事は、道路のバリアフリー化を目的とした道路舗装工事である。

側溝工の積算において、管渠型側溝用分水柵の製品単価については見積りを徴集して単価を決定していた。しかしながら、その積算において製品 1 個の長さが 1 m であるにもかかわらず、誤って 2 m として 1 m 当りの単価を算出した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

- (イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
産業廃棄物処理を適正に行うべきもの
単価契約東区管内道路維持修繕（照明灯修繕）[No.11]

(契約金額 704 万 8,954 円)

本修繕は、東区管内の道路維持修繕（照明灯修繕）を行うものである。

照明灯修繕で発生する撤去品は産業廃棄物を含んでいるが、仕様書に産業廃棄物処理の明示がなく産業廃棄物管理票等による確認ができなかった。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると産業廃棄物処理については請負業者の責務であるが、適正処理の確認をするとともに仕様書に明示すべきであった。

今後は、適正な施工に努められたい。

(維持管理課)

※ [] 内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ウ 博多区役所

- 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
産業廃棄物処理を適正に行うべきもの
単価契約博多区管内道路維持修繕（照明灯修繕）下期 [No.14]

(契約金額 1,020 万 6,000 円)

本修繕は、博多区管内の道路維持修繕（照明灯修繕）を行うものである。

照明灯修繕で発生する撤去品は産業廃棄物を含んでいるが、仕様書に産業廃棄物処理の明示がなく産業廃棄物管理票等による確認ができなかった。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると産業廃棄物処理については請負業者の責務であるが、適正処理の確認をするとともに仕様書に明示すべきであった。

今後は、適正な施工に努められたい。

(維持管理課)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

エ 中央区役所

- (ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
桁座拡幅工の積算を適正に行うべきもの
柳橋耐震補強工事その 1 [No.5]

(契約金額 1 億 5,422 万 9,250 円)

本工事は、炭素繊維接着等による橋梁の耐震補強工事である。

耐震補強対策として橋梁上部の桁を設置している橋台等の桁座拡幅を行うため、橋台等に設置している落橋防止装置（鋼製ブラケット）を撤去する必要があることから、日本建設機械化協会が発行している手引きを参考に積算を行っていた。しかしながら、その積算において日当り施工量の適用を誤った結果、過大な積算

となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(維持管理課)

- (イ) 契約において次のような不適切な事例が認められたので注意すべきもの
積算及び契約事務を適正に行うべきもの
市道千鳥橋唐人町線道路改良工事(第9工区) [No.1]

(契約金額 9,689 万 5,050 円)

本工事は、車道の再整備及び歩行者空間のバリアフリー化を行う道路改良工事である。

歩道舗装工の路盤工については単価に誤りがあったとして修正し請負代金の変更を行っていた。しかし、請負代金額の変更は、契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定められており、工事内容の変更に関わりのない単価について変更を行ったことは、不適切な契約変更であった。

今後は、適正な積算及び契約事務処理に努められたい。

(地域整備課)

※ [] 内の数字は、「別表5 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

オ 南区役所

特に指摘する事項はなかった。

- (2) 道路照明灯修繕(単価契約)に伴う産業廃棄物について(意見)

各区役所において、道路維持のために照明灯の修繕工事を単価契約で発注している。その契約内容は照明灯の寿命や故障による機器類の取替等であり、撤去された機器類は産業廃棄物として処理する必要がある。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によると、建設工事に伴う産業廃棄物の処理については請負業者にその責務があると規定され、適正に処理されたかを確認する方法としては請負業者の保管する産業廃棄物管理票(マニフェスト)によるものとされている。

しかしながら、単価契約の照明灯機器類は産業廃棄物として処理する必要があるにもかかわらず、適正処理の有無が不明なものとなっていた。その原因は、一部を除いて単価契約の請負業者が産業廃棄物管理票を保管していないこと、各区役所の単価契約の仕様書に産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する諸事項が明示されていなかったことなどが考えられる。

産業廃棄物処理は環境保全の基本的事項であり、道路照明灯修繕(単価契約)における産業廃棄物の処理について、仕様書に明示するとともに適正処理の確実な確認を図られたい。

(西区役所を除く各区役所の維持管理課、西区役所の土木第1課・土木第2課)

- (3) テーマ監査

今回は、「小規模委託業務(250万円以下)について」をテーマとして50件について監査を実施した。

ア 保健福祉局

積算根拠が不明なもの、契約図書に不備のあるものなど不適切な委託が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

イ 東区役所

特に指摘する事項はなかった。

ウ 博多区役所

特に指摘する事項はなかった。

エ 中央区役所

積算根拠が不明なもの、支払いまでに長期日数を要していたものなど不適切な委

託が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

オ 南区役所

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局、区等	監査実施対象	
会計室	会計管理課，審査課	
保健福祉局	総務部	保護課
	保健医療部	地域医療課，保健予防課，精神保健福祉センター
	健康福祉のまちづくり部	地域福祉課，地域保健課，健康増進課
	高齢者・障がい者部	高齢者施設支援課，監査指導課，介護保険課，障がい者在宅支援課，障がい者施設支援課
	生活衛生部	動物愛護管理センター，食品衛生検査所
農林水産局	農林部	総務課，農業政策課，農業振興課
	水産部	水産振興課，漁港課
	中央卸売市場	鮮魚市場，課長(市場整備担当)
住宅都市局	総務部	企画・耐震推進課
	住宅部	住宅管理課，課長(管理・調整担当)
	建築指導部	建築指導課，監察指導課，建築審査課，開発・建設調整課
	都市づくり推進部	地域計画課，都心再生課，都市景観室
	香椎振興整備事務所	計画課，商業対策課，換地課，工事課，補償課
	みどりのまち推進部	みどり管理課，みどり政策課，みどり推進課，みどり整備課
東区役所	区政推進部	企画振興課
	市民部	課税課，市民課，保険年金課
	保健福祉センター	子育て支援課，地域保健福祉課
博多区役所	総務部	課税課
	地域支援部	地域振興課，地域支援課(千代公民館含む)
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課，地域保健福祉課，保険年金課
中央区役所	区政推進部	企画課
	市民部	保険年金課
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	子育て支援課，健康課，保護課，衛生課

南区役所	区政推進部	総務課, 生涯学習推進課
	市民部	納税課, 市民課, 保険年金課
	地域整備部	地域整備課
	保健福祉センター	保護第1課, 保護第2課
城南区役所	区政推進部	企画振興課, 地域支援課(金山公民館含む)
	市民部	保険年金課
	地域整備部	維持管理課
	保健福祉センター	健康課, 地域保健福祉課, 衛生課
早良区役所	区政推進部	総務課, 生涯学習推進課
	市民部	納税課, 課税課, 保険年金課
	保健福祉センター	子育て支援課, 保護課
西区役所	区政推進部	地域支援課(姪北公民館含む)
	市民部	課税課, 保険年金課
	地域整備部	土木第1課, 土木第2課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課
福岡市選挙管理委員会事務局	選挙課	
東区選挙管理委員会事務局	次長	
博多区選挙管理委員会事務局	次長	
中央区選挙管理委員会事務局	次長	
南区選挙管理委員会事務局	次長	
城南区選挙管理委員会事務局	次長	
早良区選挙管理委員会事務局	次長	
西区選挙管理委員会事務局	次長	
農業委員会事務局	次長	
議会事務局	次長	総務課, 議事課, 調査法制課

別表 2

保健福祉局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	心身障がい福祉センターアスベスト更新工事	39,467,400円	平成22年7月1日から 平成23年3月15日まで
2	老人福祉センター早寿園空調設備更新工事(その2)	12,600,000円	平成22年12月14日から 平成23年3月15日まで
外 (テーマ監査) 7件			

別表 3

東区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	県道志賀島和白線(志賀島橋)上部工製作工事	220,509,450円	平成21年12月16日から 平成22年12月15日まで
2	県道志賀島和白線(志賀島橋)上部工架設工事	147,918,750円	平成22年3月26日から 平成23年3月15日まで

3	県道志賀島循環線道路側溝工事（その2）	22,711,500円	平成24年1月18日から 平成24年3月15日まで
4	市道1下和白三苦線道路舗装工事	53,930,100円	平成23年11月22日から 平成24年6月30日まで
5	県道志賀島循環線防災検討及び概略設計業務委託	12,285,000円	平成23年1月14日から 平成23年6月30日まで
6	香住ヶ丘歩道橋補修工事	21,224,700円	平成23年12月17日から 平成24年5月31日まで
7	単価契約東区管内道路維持補修工事（側溝・円管・集水桝・取付管補修）	20,905,848円	平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで
8	単価契約東区管内道路維持補修工事（砂利道・舗装道補修）	53,217,500円	平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで
9	香住ヶ丘歩道橋外3橋補修設計業務委託	8,481,900円	平成23年6月10日から 平成23年10月7日まで
10	市道1長谷香椎線外22路線道路照明灯設置工事	10,069,500円	平成24年4月27日から 平成24年8月24日まで
11	単価契約東区管内道路維持修繕（照明灯修繕）	7,048,954円	平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで
12	東保健所2階空調設備改良工事	17,767,050円	平成23年11月15日から 平成24年3月15日まで
外（テーマ監査） 9件			

別表 4

博多区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	那珂小学校前歩道橋補修工事	38,433,150円	平成22年5月27日から 平成22年11月15日まで
2	吉塚695号線外4路線路側カラー設置工事	30,834,300円	平成23年11月2日から 平成24年3月15日まで
3	博多駅前10号線電線類地中化工事	76,980,750円	平成23年11月2日から 平成24年9月30日まで
4	博多駅草ヶ江線歩道改良工事（その2）	49,808,850円	平成23年11月8日から 平成24年5月21日まで
5	博多姪浜線外1路線自転車走行空間整備検討業務委託	7,019,250円	平成24年1月25日から 平成24年5月18日まで
6	市道博多駅草ヶ江線（博多駅中央街）舗装補修工事	60,443,250円	平成22年12月25日から 平成23年3月15日まで
7	市道博多駅前線道路改良工事	23,326,800円	平成23年1月25日から 平成23年3月15日まで
8	博多区月隈5丁目地内雨水幹線清掃委託	23,625,000円	平成24年2月10日から 平成24年3月27日まで
9	博多口地下自転車駐車場駐輪機器設置工事	25,943,400円	平成22年10月16日から 平成23年2月12日まで

10	博多駅高架下歩行者通路改築工事	80,961,300円	平成22年11月30日から 平成23年3月15日まで
11	博多区役所庁舎管理業務委託	24,097,500円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
12	博多駅前線照明灯設置工事（その4）	37,041,900円	平成23年3月19日から 平成23年8月31日まで
13	博多区管内公民館誘導案内板付照明灯システム設置工事（その1）	12,390,000円	平成24年2月8日から 平成24年5月31日まで
14	単価契約博多区管内道路維持修繕（照明灯修繕）下期	10,206,000円	平成23年10月1日から 平成24年3月31日まで
外（テーマ監査） 12件			

別表 5

中央区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	市道千鳥橋唐人町線道路改良工事（第9工区）	96,895,050円	平成23年8月13日から 平成24年3月15日まで
2	市道赤坂828号線道路改良工事	65,507,400円	平成23年9月16日から 平成24年7月15日まで
3	舞鶴2丁目地内路上駐輪施設設置工事	24,174,150円	平成23年12月17日から 平成24年3月15日まで
4	那の津大橋耐震補強工事その1（1級市道千鳥橋唐人町線）	149,475,900円	平成22年11月30日から 平成24年2月14日まで
5	柳橋耐震補強工事その1	154,229,250円	平成23年10月20日から 平成24年6月15日まで
6	中央区役所交通局合同庁舎消防設備保守点検業務委託	3,937,500円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
7	一級市道博多駅鳥飼線外10路線道路照明灯建替工事	8,817,900円	平成24年1月21日から 平成24年3月15日まで
外（テーマ監査） 9件			

別表 6

南区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	平成22年度市道警弥郷1300号線歩道設置工事	18,526,200円	平成22年11月25日から 平成23年3月15日まで
2	市道弥永1207号線歩道改良工事	13,895,700円	平成23年10月29日から 平成24年3月15日まで
3	平成23年度主要地方道福岡筑紫野線歩道舗装工事	20,947,500円	平成23年11月2日から 平成24年3月15日まで
4	平成23年度市道高宮長尾線道路舗装工事	47,259,450円	平成23年7月23日から 平成24年3月15日まで
5	平成24年度県道後野福岡線道路舗装補修工事	54,670,350円	平成24年6月12日から 平成24年9月9日まで

6	県道桧原比恵線百年橋耐震補強工事	13,860,000円	平成23年12月16日から 平成24年3月15日まで
7	南区管内管渠維持委託(スクリーン 管理)	8,844,150円	平成23年10月1日から 平成24年3月31日まで
8	文化ホール棟舞台装置改修工事	77,962,500円	平成23年7月28日から 平成24年1月17日まで
9	南区役所庁舎管理業務等委託	18,900,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
10	平成22年度市道清水干隈線信号機 移設工事	13,127,100円	平成22年9月22日から 平成22年12月30日まで
11	折立町アンダーパスポンプ場電気設 備改良工事	68,087,250円	平成23年12月17日から 平成24年3月26日まで
外 (テーマ監査) 13件			